

議案第64号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項13号の規定により、配水管の破損に伴う漏水により発生したガスパイプ損傷事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 9,567,183円
- 2 相手方 さいたま市浦和区北浦和5丁目16番20号
東京ガス株式会社埼玉導管ネットワークセンター
所長 菅原 正一
- 3 事故の概要 令和元年5月19日市内桜区神田719番地10先市道に埋設されている配水管の破損に伴う漏水により、相手方のガス供給管及びガス本管を損傷したものの。